

2023年度宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項

1 目的

宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者募集要項(以下「本要項」という。)は、ふるさと納税制度を通じて、事業者と協働で宝塚市(以下「市」という。)の魅力を創造・発信するとともに、地元特産品等について全国に広くPRし、市のイメージアップや市内産業の活性化を図ることを目的としています。

この目的を達成するにあたり、返礼品の提供にご協力いただける事業者を広く募集します。

2 募集する返礼品

(1) 総務省が定める地場産品基準に適合する以下のいずれかの商品であることが条件となります。

ア 市内において生産されたものであること。

イ 市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

ウ 市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

エ 市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が市に相当程度関連性があるもの。

オ 上記アからエまでの他、平成31年度総務省告示第179号第5条に定める地場産品基準に適合するもの。

(2) 返礼品の提供に対する謝礼は、返礼品価格(税込)に送料等相当分として、1,000円(返礼品送付に必要なすべての経費を含む。)を合わせた金額とします。ただし、送料について、クール便や返礼品の梱包サイズによって通常より高額となる場合は別途ご相談ください。

なお、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正によって税額等に変動が生じた場合、別途市と協議の上、謝礼を変更することがあります。

(3) 寄附者が返礼品を選択する際の基準となる寄附金額については、寄附額に対する返礼品の価格割合(返礼率)が3割以下となるよう、市が返礼品価格(税込)をもとに1,000円単位で算出し、設定します。

(4) その他、次の各号のいずれにも該当するものとします。

ア ふるさと納税ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)掲載基準を満たしているもの。

イ 「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」(平成28年4月1日付総税企第37号)及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成29年4月1日付総税市第28号)に示されている、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品ではないもの。

3 募集する協力事業者

宝塚市ふるさと納税協力事業者として提案応募できる事業者は、2に規定する返礼品を提供でき、本要項の内容に同意及び履行できることのほか、次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものとします。

- (1) 市税等について滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号及び第3号に該当しないこと。
- (3) 事業者及び代表者等が反社会的活動をしていない者で、反社会的活動をしている者と関係を有していないこと。
- (4) 取り扱う返礼品が商法その他各種法令等に違反していないこと。特に化粧品を取扱う事業者については、医薬品医療機器等法に基づく業態許可を取得している事業者であること（製造を委託している場合は、委託先事業者が医薬品医療機器等法に基づく業態許可を取得していること）。
- (5) 返礼品の受発注に必要な、インターネット及び電子メール等の環境を有していること。

4 協力事業者の役割

(1) 返礼品について

返礼品はあらかじめ市が承認したものに限り、在庫管理を適切に行い、内容や出荷可能数量、取扱期間など変更が生じた場合は、7の(5)に基づき、必要な手続きを行ってください。

(2) 返礼品の贈呈

市から寄附者情報の連絡があった場合、原則3週間以内に寄附者に対して返礼品を贈呈してください。この際、自社商品等のパンフレットを同封しても差し支えありません。

発送が大幅に遅れる場合は、必ず市に連絡するとともに、送付日時などの調整が必要な場合は協力事業者の責任において、当該寄附者に連絡、調整してください。

なお、返礼品の贈呈に係る事故やトラブル等に関しては、これが起きないように事前に細心の注意を払ってください。万が一発生した場合には、速やかに市へ報告するとともに、協力事業者の責任において適切に処理してください。

(3) 市への報告

返礼品の贈呈を完了した場合には、寄附者、贈呈日時、その他必要な内容を市へ報告してください。

(4) 市への請求

返礼品贈呈の報告が終了した後、市と協力事業者であらかじめ協議し決定した費用に基づき請求を行ってください。

(5) その他留意事項

返礼品の品質等に係る保証やトラブル等に関しては、市は一切の責任を負いません。

5 協力事業者のメリット

- (1) 市のホームページやポータルサイト、市が作成・配布するパンフレット等を通して事業者名や返礼品をPRできます。
- (2) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封することができ、自社商品の販売促進やPRが図れます。

6 募集期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

7 募集から承認及びその後の流れ

(1) 提案方法

以下の書類を市企画政策課にご提出ください。

- ア 「宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者応募提案書（様式1）」
- イ 「返礼品一覧（様式2）」
- ウ 会社概要（パンフレット等でも可）
- エ 提案する返礼品の写真（原則、後日電子データを提供していただきます）

(2) 返礼品及び協力事業者の承認

承認の基準は、3の要件を満たした上で、「協力事業者の創意工夫が詰め込まれ、市内外にPRできる返礼品であること」です。それらを踏まえたうえで、市で審査を行います。

(3) 決定通知

審査結果については後日、申込みがあった事業者に「宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者募集提案決定通知書」にてお知らせします。

(4) 返礼品贈呈の期間

協力事業者の承認日から承認取り消し日までとします。また、市は返礼品の内容や協力事業者名等、必要な事項をポータルサイトに掲載します。

(5) 返礼品内容の変更若しくは中止又は協力事業者の辞退

返礼品の内容を変更若しくは中止又は協力事業者を辞退しようとする場合は、変更若しくは中止又は辞退しようとする日から原則30日前までに、市に「宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者返礼品変更等申請書（様式4）」を提出し、変更若しくは中止又は辞退しようとする日の前業務日までに市の承認を得てください。

なお、変更若しくは中止又は辞退後であっても、変更若しくは中止又は辞退しようとする日までに寄附者から申込みのあった返礼品については、協力事業者が責任をもって送付するものとします。

(6) 変更若しくは中止又は辞退の承認通知

市で審査した後、「宝塚市ふるさと納税返礼品協力事業者返礼品変更等決定通知書」により通知します。

(7) 承認の取消

承認後であっても、協力事業者に3及び4に該当しない事実が判明した場合は、市が返礼品又は協力事業者の承認を取り消すことができます。

8 その他

(1) 権利譲渡の禁止

協力事業者は、この事業の実施に係る権利を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。

(2) 委託等の禁止

協力事業者は、この事業の実施を第三者に委託又は請負わせてはなりません。ただし、事前に市の承認を得た場合は、この限りではありません。

(3) 個人情報の取り扱い

協力事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報を厳重に管理するとともに、返礼品の贈呈以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはなりません。協力事業者でなくなった後においても同様とします。

返礼品の発送等を第三者が行う場合は、発送等を行う第三者も本要項を遵守するとともに、その旨を誓約する誓約書(任意様式で可)を市に提出するものとします。

なお、返礼品贈呈後又は協力事業者でなくなった後においても、個人情報や発送記録等は一定期間適正に保管してください。一定期間保管後は、その個人情報を速やかに適切に破棄するものとし、寄附者に広告物等を送付する目的等で使用してはなりません。ただし、返礼品に自社商品等のパンフレットを同封することにより、寄附者から協力事業者へ商品購入の申込み等のために提供された個人情報は対象外です。

9 募集に関する問い合わせ先

宝塚市 企画経営部 政策室 企画政策課

電話 : 0797-77-2001 (直通)

FAX : 0797-72-1419

MAIL : m-takarazuka0001@city.takarazuka.lg.jp

10 附則

この要項は、2023年4月1日から施行します。